



三重県公報

県章

平成元年2月25日 土曜日

第14号

目次

- 規 則**
- 三重県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (開発指導課) 1
- 告 示**
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
 - 証紙売りさばき所の所在地の変更 (出納局) 7
- 監査委員公表**
- 監査委員公表 (監査委員) 8
- 公 告**
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (税務課) 11
 - 建築基準法の規定に基づく公開の聴聞 (建築営繕課) 11
 - 県営住宅の入居希望者の募集 (同) 12
 - 土地区画整理事業の施行認可 (都市計画課) 13
- お知らせ**
- 平成元年度三重県公報購読のお知らせ (学事文書課) 13
- 正 誤**
- 平成元年1月17日付け三重県公報第3号 (開発指導課) 14
 - 平成元年2月14日付け三重県公報第11号 (地方課) 14



三重県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成元年二月二十五日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第三号

三重県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

三重県宅地建物取引業法施行細則(昭和四十四年三重県規則第六十一号)の

一部を次のように改正する。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の二第三項を削り、同条を第二条とし、第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条中「第五号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を削る。

第十三条中「第七号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条中「住民票を」の下に、「宅地建物取引業者の変更である場合においては雇入れ契約書の写し等その雇入れが証明できる書類を」を加え、同条を第十二条とする。

第十五条中「第八号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第一項中「第九号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条を削る。

第十八条第一項中「第十一号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「第十二号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第一号様式中「兼一並業氏」を「兼一並業氏(兼二並業氏)」に改める。

第一号様式の二を削り、第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

従事者異動届

年月日

三重県知事 殿

免許証番号
主たる事務所所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊟

次のとおり、宅地建物取引業に従事する者に異動がありましたので、三重県宅地建物取引業法施行細則第3条の規定により届け出ます。

事務所の名称					
宅地建物取引業に従事する者の数	従事する者	名			
	うち専任の取引主任者	名			
新たに従事する者					
氏名	性別	生年月日	従業者証主たる明書番号	取引主任者職務内容	従事することあるか否かの別
					なかつた年月日
従事しなくなつた者					
氏名	従事しなくなつた年月日	氏名	従事しなくなつた年月日	氏名	従事しなくなつた年月日

(規格 B5)

備考

- この書類は、事務所ごとに作成し、1部提出すること。
- 「宅地建物取引業に従事する者」には専任の取引主任者(法第15条第2項の規定により専任の取引主任者とみなされる者を含む。)も含めること。
- 「従事者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 「取引主任者であるか否かの別」の欄には、取引主任者である者には○印をつけること。なお、専任の取引主任者以外の取引主任者にあつては、登録番号も併せて記入すること。
- 宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合においては、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。
- 「宅地建物取引業に従事する者」には、担当役員のほか、宅地建物取引業に係る一般管理部門に従事する者等も記入すること。
- 申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業者の業務に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

第三号様式及び第四号様式を削る。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式(第9条関係)」に改め、同様式を第三号様式とする。

第六号様式を削る。

第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第11条関係)」に改め、同様式を第四号様式とする。

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第13条関係)」に改め、同様式を第五号様式とする。

第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第14条関係)」に改め、同様式を第六号様式とする。

第十号様式を削る。

第十一号様式中「第11号様式」を「第11号様式(第15条関係)」に改め、同様式を第七号様式とする。

第十二号様式中「第12号様式」を「第12号様式(第15条関係)」に改め、同様式を第八号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



三重県告示第113号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成元年2月25日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
桜台本町地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市桜台本町
- 3 区域の土地の表示
四日市市桜台本町2、3の一部、32、31、30の2、30の1、5、34、35、36及び37の土地並びにこれらに囲まれた土地

第2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
瀬木2地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡美杉村竹原字上中野、字瀬木及び字宮ノ下
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村竹原字上中野3006、3005の1の一部、3008の一部、2993の1及び3003の一部、字瀬木3002の1、3001、3000、2999の2、2998、2985、2986、2987、2942の1、2942の5、2942の4、2935、2936の1及び3005の1、並びに字宮ノ下2923、2922、2919、2854、2855の1、2855の2、2855の6、2855の5、2856の一部、2852の一部、2853、2920及び2921の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する公有地

第3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
波箆地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡美杉村奥津字廣
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村奥津字廣100、101の一部、102の一部、105の一部、103の一部、104の一部、97の一部、96の一部、88、56、55の一部、58、59、57、76、78の1の一部、79の1、80、81の1、82、83、90の1、91、92、98及び99の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する公有地

第4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
寺谷地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
松阪市袖原町字高羅及び字川合
- 3 区域の土地の表示
松阪市袖原町字川合1597、1596、1593、1594の1の一部及び1594の2の一部、字高羅1582の6の一部及び1578の一部、並びに字川合1595の一部、1601の一部、1603の1の一部、1603の一部、1609、1611、1612の1、1606、1604、1600及び1598の土地並びにこれらに囲まれた土地

第5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
坂ノ下地区(その1)急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地

飯南郡飯南町大字上仁柿字石戸及び字風呂ノ谷

3 区域の土地の表示

飯南郡飯南町大字上仁柿字石戸1838の7の一部、1836の1の一部、1836の6の一部、1836の2、1829の1の一部、1813の4、1813の5、1813の6、1813の11及び1813の7、並びに字風呂ノ谷1811の一部、1812の一部及び1808の一部の土地並びにこれらに介在する国有地

第6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小滝地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

多気郡宮川村大字小滝字風呂ノ谷、字高畑及び字湯後

3 区域の土地の表示

多気郡宮川村大字小滝字風呂ノ谷112、111、110、136の3の一部、109の1、108の一部、108の1の一部及び96の一部、字高畑81の一部、70の一部、53の1の一部、52の一部、51の1の一部、51の3の一部、50の2及び50の6、並びに字湯後59の8、73の3、74の3、78の4、84の6、83、80の2及び94の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

九鬼地区(その1)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市九鬼町字谷名、字ゴンベ、字鯨場、字昭和及び字御堂ノ上

3 区域の土地の表示

尾鷲市九鬼町字昭和1172の1、1172の13、1172の4、1172の5、1172、1172の6、1172の7、1172の8、1172の9、1172の14、1172の11、1172の15及び1172の12、字谷名252の1及び252の2、字ゴンベ299の1、299の3、254の10、254の7、299の1、298の3及び300、字御堂ノ上301及び251、字谷名252の2、並びに字鯨場242の1、241の2及び242の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する公有地

第8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

下地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

北牟婁郡紀伊長島町島原字和手垣内

3 区域の土地の表示

北牟婁郡紀伊長島町島原字和手垣内4039の2、4039の1の一部、4036の一部、4037の一部、4038の一部、3987の1の一部、3986の一部、3987の2、3983の一部、3982、3981、3989の1、3989の2、3989の3、3988、3988の1及び4037の1の土地

第9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

長浜西地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

北牟婁郡海山町大字引本浦字長濱町、字長濱及び字在ノ上

3 区域の土地の表示

北牟婁郡海山町大字引本浦字長濱532の1の一部、字在ノ上528の16の一部、528の85、528の86、528の17、528の16の一部、528の55及び528の16の一部、並びに字長濱町576の一部、575、574の1、574、570、569、566の1、565、551、550、543、542、542の2、538、537、536及び533の土地並びにこれらに囲まれた土地

第10

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

津呂地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

南牟婁郡紀宝町浅里字津呂地

3 区域の土地の表示

南牟婁郡紀宝町浅里字津呂地727の1、721の一部、715の一部、714の一部、713の一部、712の一部、710の一部、802、800、799、787、788、782、781、779、765、764、763、760、753、748、749、740、741、739、736、730、729及び728の土地並びにこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

三重県告示第114号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の売りさばき人の証紙の売りさばき所の所在地について、次のとおり変更があった。

平成元年2月25日

三重県知事 田川亮三

証紙の売りさばき所の名称	所在地	
	旧	新
株式会社 百五銀行 大阪支店	大阪市南区難波2丁目 1番2号	大阪市中央区難波2丁 目1番2号



監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項の規定により、昭和63年11月10日から平成元年2月9日までの間に実施した監査の結果を、次のとおり公表する。

平成元年2月25日

三重県監査委員 桐生菊作 同 吉垣照男 同 柴田格 同 加藤和則

1 監査の種別

地方自治法第199条第6項の規定による監査(財政的援助を与えているものに対する監査)

2 監査の概要

Table with 4 columns: 対象箇所名, 実施年月日, 財政的援助を... (to the right), 対象とした事項. Rows include 財団法人三重社会経済研究センター, 三重県私学総連合会, 伊勢鉄道株式会社, etc.

Table with 4 columns: 財団法人三重県勤労者信用基金協会, 平成元年1月30日, 財政的援助を... (to the right), 昭和62年度... (to the right). Rows include 三重県トラック協会, 四日市乳業協業組合, etc.

財団法人三重県労働福祉協会	平成元年 1月30日	財政的援助を 与えているも のに係る出納 その他の事務 の執行	出資金 5,000千円 昭和62年度勤労婦人文 化教養活動補助金他1 件 3,950千円
農業協同組合中央会	"	"	昭和62年度広域農協合 併推進事業費補助金 10,000千円
三重県鯉鮪漁業協同組合	"	"	昭和62年度陸上無線局 維持費負担金 14,582千円
三重県近海鯉鮪漁業協同組合	"	"	昭和62年度特定漁業生 産構造再編推進事業費 補助金 51,100千円
三重県公立学校職員互助会	"	"	昭和62年度公立学校職 員互助会助成金 382,070千円 昭和62年度教職員福利 厚生事業貸付金 50,000千円
三重県高等学校体育連盟	"	"	昭和62年度三重県高等 学校体育大会補助金 5,600千円
三重県警察職員互助会	"	"	昭和62年度三重県警察 職員互助会助成金 73,081千円
三重県社会福祉協議会	平成元年 2月8日	"	昭和62年度三重県社会 福祉協議会事業補助金 22,312千円 昭和62年度社会福祉事 業振興資金貸付金 55,000千円
三重県信用保証協会	"	"	出資金 1,448,153千円 昭和62年度同和関係小 規模事業資金融資制度 保証料補助金 26,360千円 昭和62年度中小企業金 融対策事業費貸付金他 1件 11,270,250千円
財団法人三重県中小企業振興公社	"	"	出資金 15,157千円 昭和62年度県単設備貸 与事業貸付金 78,133千円
財団法人三重県農業開発公社	"	"	[出資金 311,000千円]
三重県土地開発公社	"	"	出資金 5,200千円 昭和62年度土地開発公 社貸付金 233,423千円

三重県住宅供給公社	平成元年 2月8日	財政的援助を 与えているも のに係る出納 その他の事務 の執行	出資金 5,000千円 昭和62年度三重県住宅 供給公社貸付金 500,000千円
三重県道路公社	"	"	出資金 1,323,300千円 昭和62年度志摩開発有 料道路1期にかかる三 重県補助金15,750千円 昭和62年度三重県道路 公社貸付金 2,328,040千円
社会福祉法人青山里会	平成元年 2月9日	"	昭和62年度老人保健施 設モデル事業運営費補 助金 28,176千円

3 監査の結果

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、三重県信用保証協会、三重県住宅供給公社及び三重県道路公社については、なお一層の経営健全化を要望した。



次の軽油引取税に係る免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成元年1月10日以降無効とした。

平成元年2月25日

三重県知事 田川亮三

1 免税証の種類及び数量

免税証の種類	用途	記号及び番 号	枚数	有効期限	免税証に記載された販 売業者の所在地及び名 称	交付事務所名
100	農業	C004951	1	H元年 9月23日	桑名市額田字惣作350 桑名市農業協同組合	北勢県民局 桑名県税事務所

2 紛失年月日

平成元年1月10日

3 紛失届出者

桑名市額田82 神保孫一

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第3項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について、同法第48条第9項の規定により公開による聴聞を次のとおり行う。

平成元年2月25日

三重県知事 田川亮三

土木事務所建築課へ行うこと。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を認可した。

平成元年2月25日

三重県知事 田川亮三

- 1 施行者の名称
四日市山城東山農住組合
- 2 事業施行期間
平成元年2月25日から平成4年3月31日まで
- 3 施行地区
四日市市山城町字東山及び字穴田並びに朝明町字東山の各一部
- 4 事業の名称
四日市市山城東山農住土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
四日市市朝明町552番地（四日市市農業協同組合下野支所内）
- 6 施行認可の年月日
平成元年2月16日
- 7 施行者の住所
四日市市朝明町552番地
- 8 事業年度
初年度は平成元年2月25日から同年3月31日まで、次年度以後は毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
四日市市山城東山農住組合事務所、四日市市農業協同組合下野支所及び四日市市下野地区市民センターの各掲示場に掲示する。

お知らせ

平成元年度において、三重県公報の購読を希望される方は、次のことに御留意のうえ、三重県公報購読申込書により、平成元年3月4日（土）までにお申し込みください。

平成元年2月25日

三重県総務部学事文書課

- 1 購読料（郵送料を含む。）
年額 27,120円（月額 2,260円）の予定
- 2 購読料支払方法
納入通知書を4月上旬に送付しますので、最寄りの三重県指定金融機関に納入すること。

聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の目的
平成元年3月7日 (火) 午後2時00分から	鈴鹿市五祝町 1053-2 鈴鹿市栄公民館会議室	住居地域内における次の建築（増築）許可について、利害関係を有する者からの意見聴取 建築主 鈴鹿市東磯山2丁目1-41 スズカ電子有限会社 代表取締役 向井春房 建築場所 鈴鹿市東磯山2丁目4252、4253、4254 建築物用途 作業員休憩室、更衣室、倉庫 構造 鉄骨造2階建 延面積 209.47㎡

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行う。

平成元年2月25日

三重県知事 田川亮三

- 1 受付の期間及び時間
平成元年3月1日（水）から同月15日（水）までの午前9時から午後4時30分まで（土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行わない。）
- 2 受付場所
北勢県民局四日市土木事務所建築課
- 3 募集する団地及び戸数
県営住宅あこず団地（新築）
18戸（優先戸数6戸）
- 4 入居申請資格
 - (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予約者を含む。）があるもの。
 - (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
 - (3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条に規定する基準の収入があること。
 - (4) 過去において県営住宅に入居していた者にあつては、当該住宅の家賃を滞納していないこと。
- 5 その他
詳細についての問い合わせは、県土木部建築営繕課又は北勢県民局四日市

正 誤

平成元年1月17日付け三重県公報第3号に登載した、開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ	行	誤	正
9	11及び12	一志郡嬉野町大字算所 215-1 鈴木 正則	久居市本町1396番地 久居市農業協同組合 組合長理事 佐藤 勝巳

平成元年2月14日付け三重県公報第11号に登載した、字の区域を変更する旨の届出の告示中

ページ	行	
12	下から5	
誤		三重県知事 田 川 亮 三
正		三重県知事 田 川 亮 三

熊野市有馬町字後呂地に編入する区域